

所 福 総 第 1 3 号
平成 2 9 年 5 月 8 日

各社会福祉法人代表者 様

所沢市長 藤本 正人
(公印省略)

社会福祉施設における寄附の取扱いについて（通知）

市福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市の社会福祉施設における寄附の取扱いにつきましては、平成 2 5 年 4 月 1 日付け所福総第 2 号の別紙「社会福祉施設における寄附の取扱い」により行うこととしておりますが、このたび、別紙のとおり「社会福祉施設における寄附の取扱い」を定め、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用することとしました。

つきましては、その内容を十分に御理解いただき、引き続き、寄附の取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

なお、「社会福祉施設における寄附の取扱いについて（通知）」（平成 2 5 年 4 月 1 日付け所福総第 2 号）については、平成 2 9 年 3 月 3 1 日をもって廃止します。

記

1 提出先

各法人所管課

| | | | |
|-----------|--------|----------|-----------|
| (社会福祉協議会) | 福祉部 | 地域福祉センター | 2922-2115 |
| (障害者施設) | 福祉部 | 障害福祉課 | 2998-9116 |
| (高齢者施設) | 福祉部 | 高齢者支援課 | 2998-9120 |
| (児童施設) | こども未来部 | 保育幼稚園課 | 2998-9126 |

担当 福祉部 福祉総務課
電話 2 9 9 8 - 9 1 1 3